# 【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】関東財務局長【提出日】平成23年11月29日株式会社インデックス

【会社名】 (旧会社名 株式会社インデックス・ホールディングス)

Index Corporation

【英訳名】

(旧英訳名 Index Corporation
(旧英訳名 Index Holdings)

【本店の所在の場所】 東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

### 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 落合 善美 及び常務取締役 村上 幸正 は、当社及び連結子会社並びに持分法適用会社(以下「当社 グループ」という。)の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

### 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

#### (1) 基準日

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成23年8月31日を基準日として行っております。

#### (2)評価の基準

本評価におきましては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

#### (3)評価手続の概要

本評価におきましては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。

当該業務プロセスの評価におきましては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

#### (4)評価の範囲

全社的な内部統制及び財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定し、当社及び上場連結子会社 2 社並びにその他連結子会社 1 社といたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しております。なお、上記以外の連結子会社及び持分法適用会社につきましては、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲につきましては、各事業拠点の売上高を高い拠点から合算していき、連結売上高の概ね3分の2に達している当社及び連結子会社を「重要な事業拠点」といたしました。

選定した重要な事業拠点におきましては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「売上高」「売掛金」「たな卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業または業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

### 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4【付記事項】

該当事項はありません。

## 5【特記事項】

特記すべき事項はありません。